

議 事 録

会議の名称	平成29年度登米市農業委員会第8回総会
開催日時	平成29年11月27日（月） 午前10時 開会 午後零時55分 閉会
開催場所	中田庁舎3階 旧議場
議長の名氏	高橋 清範 会長
出席者 （委員） の氏名	1番 尾 張 勝 2番 鈴 木 巖 3番 田 島 幹 雄 4番 豊 澤 啓 司 5番 芳 賀 秀 二 6番 柴 崎 専 一 7番 佐々木 まき子 8番 阿 部 静 男 9番 二階堂 紀 一 10番 佐藤 久 順 11番 佐藤 幸 治 12番 秋 山 耕 13番 松野 秀 郎 14番 上野 栄 公 15番 阿 部 晃 徳 16番 門馬 一 郎 17番 岩 淵 勉 18番 小野寺 義 幸 19番 櫻井 利 光 20番 三塚 芳 毅 21番 浅野 和 宏 22番 鈴木 泰 子 23番 五十嵐 幸 喜 24番 高 橋 清 範 (<input type="checkbox"/> は、欠席委員 <input type="checkbox"/> は、遅参)
事務局職員 職 氏 名	説明員：農業委員会事務局 事務局長 佐藤真吾、事務局次長 芳賀勝弘、局長補佐 菅原克美、局長補佐 蛇好芳則、農地管理係 主査 菊地泰弘、主査 千葉 暢、主査 千葉康哉 書記：農業委員会事務局 局長補佐 蛇好芳則
議 題	報告第18号 農地法第18条第6項の規定による届出について 報告第19号 使用貸借権の合意解約について 報告第20号 農地の現状変更届出について 報告第21号 農地基本台帳新規（補正）登載申請について 議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第56号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定について 議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について 議案第58号 非農地証明願について 議案第59号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について 議案第60号 買受適格証明願について
会 議 結 果	議案第55号 申請のとおり許可することに決定した。 議案第56号 承認相当との意見を付すこととした。 議案第57号 許可相当との意見を付すこととした。 議案第58号 願出のとおり証明することに決定した。 議案第59号 原案のとおり決定した。

	議案第 60 号 願出のとおり証明することに決定した。
会議の概要	下記のとおり
会議資料	平成 29 年度登米市農業委員会第 8 回総会資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ 議案書 ・ 議案書説明資料 ・ 農地法第 3 条調査書 ・ 買受適格証明願調査書 ・ 諸般の報告
発言者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果
議長 (高橋会長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ あいさつ ・ 議案説明のための出席説明員及び書記の報告
議長	<p>日程第 1、「議事録署名委員の指名」をおこないます。議事録署名委員の指名は会議規則第 38 条第 2 項の規定により、9 番 二階堂 紀一 委員、10 番 佐藤 久順 委員を指名します。</p>
議長	<p>日程第 2、「会期の決定について」を議題といたします。 お諮りします。本総会の会期を本日 1 日間としたいと思います。 これにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">《 異議なしの声あり。》</p> <p>異議なしと認めます。したがって会期は本日 1 日と決定しました。</p>
議長	<p>日程第 3 「諸般の報告」を行います。 諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。 これで諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>日程第 4 報告第 18 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p style="text-align: center;">《 事務局説明 》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第 18 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」の報告を終わります。</p>

議 長	<p>日程第5 報告第19号「使用貸借権の合意解約について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《 事務局説明 》</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第19号「使用貸借権の合意解約について」の報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第6 報告第20号「農地の現状変更届出について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《 事務局説明 》</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第20号「農地の現状変更届出について」の報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第7 報告第21号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《 事務局説明 》</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第21号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」の報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第8 議案第55号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《 事務局説明 》</p> <p>説明が終わりました。</p>

	<p style="text-align: center;">現地調査委員 22番 鈴木 泰子 委員 1番 尾 張 勝 委員 3番 田 島 幹 雄 委員</p>
議 長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>地域との調和要件については、担当委員に対し事前に資料を送付し、確認していただくこととしておりましたが、支障等について発言をお願いします。</p> <p>進行番号1番及び3番について、14番 上野 栄公 委員。 〈進行番号1番、3番：14番 上野 栄公 委員〉 《 支障なしの声あり。》</p>
議 長	<p>進行番号4番から7番について、11番 佐藤 幸治 委員。 〈進行番号4番～7番：11番 佐藤 幸治 委員〉 《 支障なしの声あり。》</p>
議 長	<p>進行番号8番から13番について、10番 佐藤 久順 委員。 〈進行番号8番～13番：10番 佐藤 久順 委員〉 《 支障なしの声あり。》</p>
議 長	<p>進行番号14番について、19番 櫻井 利光 委員。 〈進行番号14番 : 19番 櫻井 利光 委員〉 《 支障なしの声あり。》</p>
議 長	<p>進行番号15番について、12番 秋山 耕 委員。 〈進行番号15番 : 12番 秋山 耕 委員〉 《 支障なしの声あり。》</p>
議 長	<p>進行番号17番及び18番について、6番 柴崎 専一 委員。 〈進行番号17番、18番：6番 柴崎 専一 委員〉 《 支障なしの声あり。》</p>
議 長	<p>進行番号19番について、5番 芳賀 秀二 委員。 〈進行番号19番 : 5番 芳賀 秀二 委員〉 《 支障なしの声あり。》</p>
議 長	<p>進行番号20番及び21番について、22番 鈴木 泰子 委員。 〈進行番号20番、21番：22番 鈴木 泰子 委員〉 《 支障なしの声あり。》</p>
議 長	<p>進行番号23番について、8番 阿部 静男 委員。</p>

	<p>〈進行番号 23 番 : 8 番 阿部 静男 委員〉</p> <p>《 支障なしの声あり。》</p>
議 長	<p>地域との調和要件について支障等はないようですので、これより一括して質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>6 番 柴崎 初男 委員。</p>
6 番委員	<p>進行番号 1 番についてですが、10 アールあたり 3 万円とのことですが、間違いありませんか。</p>
事務局	<p>3 万円については、間違いありません。所有者が高齢で耕作できないことから、隣地を耕作する方に、低価格で譲るものです。</p>
6 番委員	<p>低価格といっても、あまりにも低価格ではないか。</p> <p>こういうものは、今後の農地売買にも影響を与えるのではないか。</p>
事務局	<p>この地域については、三方島東地区で農用内、ほ場整備済みとなっており、条件的にも悪くはないと思いますが、お互いの事情もあってこのような価格になったと思われます。また、逆に他の案件のように高額な案件もあるのが現状です。</p> <p>いずれにしても、価格については当事者間の話し合いで決定していただくもので、事務局としては、おおよその価格について説明させていただくのみで、その中で判断されており、当方で価格を制限できるものではありませんので、ご理解願います。</p>
6 番委員	<p>お互いに納得できていればよろしいのですが、周辺農地の売買にも影響が出ることも考えられますので、内容についても十分把握しておく必要があると思います。</p>
事務局	<p>価格的なものについては、事務局にも税務署などから調査資料の提供の依頼もあり、平均価格的なものは作成しているが、あくまでも参考資料として捉えており、新たに任命されました推進員への情報提供などは行いますが、金額を押し付けるものではない旨、説明させていただいております。</p>
14 番委員	<p>現地を確認しておりますが、宅地の裏手の細長い土地となっており、譲り渡し人はかなり高齢で、譲受人も規模拡大を進める気持ちもある。</p> <p>価格については、私も確認したところですが、当人同士がこの額でよいとのことでした。</p>
議 長	<p>そのほかに質疑はありませんか。</p> <p>23 番 五十嵐 幸喜 委員</p>

23 番委員	進行番号4番について、10アールあたりの金額がたいへん高額となっている。農地法3条による売買は、農地として利用することが条件となるが、なぜ、このような高額となっているのか。事務局からの指導はなかったのか。
事務局	こちらの農地については、以前、転用予定であった農地で、農地として利用するものの、宅地並みの価格での売買となった。
23 番委員	下限面積について、当該地区は50アールだと思うが、経営面積に当該農地面積を加えても50アール未満だが、不足する面積はどうするのか。
事務局	進行番号7番とあわせて、50アールを超えるものです。
11 番委員	進行番号4番の譲渡人、譲受人については親戚関係で、譲受人が以前この隣に、転用で居宅を設置した際の価格で、当時は相当高額だったことから、このような金額となったものです。
議 長	そのほかに質疑はありませんか。 5 番 芳賀 秀二 委員。
5 番委員	今、農地価格について上のほうの金額と下のほうの金額と出てきましたが、税については、無償移転でも評価額等により課税されますが、1番のように反当3万円の場合、その金額にしか課税されないのか、あるいは別に評価を受けて課税されるのか、教えていただきたいのですが。
事務局	低額な取引については、評価額を基本として課税されるものと思われていますが、詳しい課税状況については、把握しておりません。
5 番委員	無償移転については、当然、譲受人が贈与税を課税されますが、有償移転で低額で農地を売買した場合、税金が安くなるものなのか。売買後の税金については、私たちにも情報が伝わらないので、その辺も委員が説明できるよう、情報提供願いたい。
事務局	こういった売買について、税務署はその金額が妥当かどうかを検討します。交換でも面積が同じでも評価に差がある場合など、取扱いが変わることもある。そのあたりの取扱いについては、税務署へ確認して後日報告したいと思います。
議 長	そのほかに質疑はありませんか。 13 番 松野 秀郎 委員。
13 番委員	進行番号2番について、面積が1平方メートルとなっておりますが、間違いはないか。また、1平方メートルであれば、どうしてこのような不自然な面積となっ

事務局	<p>たのか。</p> <p>この案件については、説明資料が1ページからとなっており、位置図の中央の斜線が市町村境界となります。</p> <p>この市町村界については、ほ場の並びに対して斜めになっており、対象となる農地については、1枚の田の角をかするような形となっており、登米市側が1平方メートルとなっており、残りの栗原市側の農地所有者が譲る受けるものです。</p>
議 長	<p>暫時、休憩いたします。</p> <p>《 休 憩 》</p>
議 長	<p>再開いたします。</p> <p>そのほかに質疑はありませんか。</p> <p>12 番 秋山 耕 委員</p>
12 番委員	<p>2点ほど確認させていただきます。</p> <p>進行番号3番について、賃貸借となっておりますが、金額が記載されておられませんはどうなっているのか。賃貸借であれば賃借料が発生すると思いますが。</p> <p>あと、進行番号16番の使用貸借ですが、貸付人と借受人の申請事由が「経営移譲年金受給のため」と同じになっている。借受人の申請事由は違うのではないのか。</p> <p>この2点について、訂正が必要ではないのか。</p>
事務局	<p>進行番号3番につきましては、10アール当たり1万3千円となります。記載漏れでした。</p> <p>進行番号16番につきましては、借受人の申請事由についても「借り受けて経営を継承するため。」となります。</p> <p>訂正願います。</p>
議 長	<p>そのほかに質疑ありませんか。</p> <p>14 番 上野 栄公 委員</p>
14 番委員	<p>報告第18号の進行番号2番では、貸借を解約し賃借人が賃貸人に返すものでしたが、議案第55号の進行番号3番については、逆に借受人となり農地を借り受け規模拡大しているが、借受人については相当高齢な方と見られますが、経営規模拡大については、何歳ぐらいまで可能なのか。</p>
事務局	<p>借受するに当たり、借受人の年齢制限等はありません。「農業経営規模の拡大」という申請事由については、本人の意思と見られます。</p>

14 番委員	<p>本人の意思ということですが、今後どのように利用していくのか、申請の受付に当たりましては、その後の農地の利活用に支障がないよう、申請の記載内容についても合理的な理由の記載に努めていただきたいと思います。</p>
議 長	<p>そのほかに質疑はありませんか。 なければ質疑を終了します。</p> <p>これから議案第 55 号を採決します。 本案は申請のとおり許可することに、ご異議ありませんか。</p> <p>《 異議なしの声あり。》</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第 55 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定しました。</p>
議 長	<p>日程第 9、議案第 56 号「農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p>《 事務局説明 》</p>
議 長	<p>説明が終わりました。 ここで、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。 19 番 櫻井 利光 委員</p>
19 番委員	<p>農地転用事業計画変更承認申請の進行番号 1 番については、別紙議案説明資料 17 ページから 20 ページに記載されているとおりです。</p> <p>迫町北方地内で、農業用施設を整備するもので、転用の許可と計画変更の承認を受けている事業の計画変更です。</p> <p>これまでの計画では、パイプハウス 1 棟、農機具・運搬用トラック置場、パドック、梱包藁・牧草置場を整備する計画でありましたが、盛土・整地が遅延したため、工期に変更が生じ、また、新たに畜舎を追加して建築することなどにより、資金計画に変更が生じたものです。</p> <p>転用許可後、盛土材が計画のとおり搬入できずに工事が遅延したための変更と経営計画を再考し畜舎を拡大するための変更であり、転用目的等に変更はないものであることから、変更承認は妥当との意見で一致しました。</p> <p>以上のとおり報告します。 平成 29 年 11 月 27 日 現地調査委員 7 番 佐々木 まき子 委員 21 番 浅野 和 宏 委員</p>

議 長

調査報告が終わりました。
これより質疑を行います。
議案第 56 号について、質疑はありませんか。
17 番 岩 淵 勉 委 員。

17 番 委 員

この方は平成 27 年にも変更を行っているわけですね。このときの状況についてどうだったのか。2 回も工期を延長するという事は、本当に転用を行う気があるのかどうか。

事 務 局

平成 23 年当初では、三方島東 287 番へ農機具置場やパイプハウス 2 棟、パドックを整備する予定でした。
その後、平成 27 年に動物病院、居宅が加えられ、パドックの用地についても、三方島東 289 番をパドックで追加する計画となった。
このうち完成したのは、動物病院と居宅及びパイプハウス 1 棟と農機具置場となっております。
平成 23 年度に申請があり、平成 27 年度に変更があり、今回、更に変更ということで分かりづらくなっておりますが、以上のとおりです。

17 番 委 員

最初の 3 年間、27 年までにどれだけ転用が進んだのか、計画どおりにいかずに変更したのか、更に今回変更するまで、どこまで進んだのかよく見えない。

事 務 局

完成しているのは、287 番 1 の農機具置場とパイプハウスが当初計画により完成しております。287 番 2 及び 287 番 4 の居宅、動物病院についても平成 27 年の計画変更により追加されたものですが、これも完成しております。
287 番 3 及び 289 番の牛舎の新築とパドックの設置については、287 番 3 については土盛りが終了しておりますが、289 番については水稻収穫後の状況となっております。

議 長

私から申し上げるのもなんですが、今回の計画変更については重ねて変更を行うもので、事務局にはもう少し詳しい説明をお願いしたいと思います。
ほかに質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
これから議案第 56 号を採決します。

本案は、承認相当との意見を付すことに、ご異議ありませんか。

《 異議なしの声あり。 》

<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 56 号「農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定について」は承認相当との意見を付し、知事に進達することにいたします。</p> <p>日程第 10、議案第 57 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《 事務局説明 》</p>
<p>議 長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。</p> <p>現地調査は、分科会毎に調査をしておりますので、先に第 1 分科会の報告をお願いいたします。</p> <p>19 番 櫻井 利光 委員。</p>
<p>19 番委員</p>	<p>農地法第 5 条の進行番号 1 番については、別紙議案説明資料 21 ページから 23 ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に太陽光発電施設を設置するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号 2 番については、別紙議案説明資料 24 ページから 26 ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に太陽光発電施設を設置するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号 3 番については、別紙議案説明資料 27 ページから 29 ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第 1 種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号 4 番については、別紙議案説明資料 30 ページから 32 ページに記載さ</p>

	<p>れているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>以上のとおり報告します。</p> <p>平成 29 年 11 月 27 日</p> <p>現地調査委員 7 番 佐々木 まき子 委員 21 番 浅野 和宏 委員 19 番 櫻井 利光 委員</p>
議 長	<p>次に、第2分科会の報告をお願いいたします。</p> <p>3 番 田島 幹雄 委員。</p>
3 番委員	<p>農地法第5条の進行番号5番については、別紙議案説明資料33ページから35ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に駐車場を整備するもので、農地区分としては、おおむね300m以内に鉄道の駅がある、第3種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>以上のとおり報告します。</p> <p>平成 29 年 11 月 27 日</p> <p>現地調査委員 22 番 鈴木 泰子 委員 1 番 尾張 勝 委員 3 番 田島 幹雄 委員</p>
議 長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>これより、議案第57号について、一括して質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>13 番 松野 秀郎 委員。</p>
13 番委員	<p>ソーラーパネルの転用について、登記地目はどうなるのか。転用許可後には正しく地目変更登記が行われるのか。転用許可に当たっては、その後の追跡調査も行う必要があるのではないか。</p>
事務局	<p>ソーラーパネルのみならず、農業委員会では転用後の追跡調査については、通常行っておりません。</p> <p>転用許可後については、転用が済み次第、完了後の写真を添えて完了届を提出していただいております。</p> <p>ただし、転用完了後に農地以外への地目の変更がおこなわれればよいのです</p>

13 番委員	<p>が、中には転用後の地目変更をおこなわず、後に地目変更するときに、許可証明書の発行を求められるものもあります。</p> <p>追跡調査ということですが、地目変更登記についてはいつまでに行うといったものでもありませんので、実施は難しいものと考えられます。</p> <p>農地利用最適化推進委員が利用状況調査をおこなうにあたり、登記の地目変更がなければ農地として残っているものですね。</p> <p>土木事務所の建築確認申請についても地目の確認はおこなわれないが、地目の変更について行政の横の連絡ができてないと思う。</p>
事務局	<p>計画どおり転用が行われれば、農地台帳の農地から削除します。このため、推進委員に調査を依頼するときには、これらの土地は削除されています。</p> <p>また、転用完了後に建築物を撤去して、別の建築物を設置するについても、登記が農地であれば、再度、農地転用許可又は非農地証明が必要となります。</p> <p>このため、目的物が違う場合はチェックが入るので、太陽光発電でなく他の目的物を設置する場合は、事業の変更承認が必要になります。</p> <p>また、転用にあたって、転用農地を担保として金融機関から借入する場合など、地目変更登記がなされていないと、担保として認められないことなど、どこかでチェックが入るものと思われまます。</p> <p>ただし、1筆の一部を転用する場合がありますが、地目変更登記はできないこととなります。</p>
議 長	<p>そのほかに質疑はありませんか。</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで議案第 57 号の質疑を終わります。</p> <p>これから議案第 57 号を採決します。</p> <p>本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ありませんか。</p> <p>《 異議なしの声あり。 》</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 57 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」は許可相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。</p>
議 長	<p>日程第 11、議案第 58 号「非農地証明願について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《 事務局説明 》</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p>

<p>議 長</p>	<p>農地利用状況調査結果に基づく非農地証明願については、非農地証明書交付事務処理要領第5条ただし書きにより、現地調査を省略しております。</p> <p>これより一括して質疑を行います。 質疑はありませんか。</p> <p>《 質疑なしの声あり。 》</p> <p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p> <p>これから議案第58号を採決します。 本案は、願出のとおり証明することに、ご異議ありませんか。</p> <p>《 異議なしの声あり。 》</p> <p>異議なしと認めます。よって、議案第58号「非農地証明願について」は願出のとおり証明することに決定しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第12 議案第59号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>本案件については、所有権移転が8件、利用権設定が38件となっております。</p> <p>所有権移転の進行番号7番及び利用権設定の進行番号25番・26番・29番が 2番 鈴木 巖 委員 に関する案件ですので「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に該当します。</p> <p>したがって、審議の進め方につきましては、「委員に関する案件」と「委員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>《 異議なしの声あり。 》</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本議案の審議につきましては、「委員に関する案件」と「委員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行うことに決定しました。</p> <p>はじめに、「委員に関する案件」についての審議に入ります。</p> <p>本案件は 2番 鈴木 巖 委員 に関する案件ですので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、2番 鈴木 巖 委員 の退席を求めます。</p> <p>《 退席を確認 》</p>

事務局	<p>それでは、事務局から説明を求めます。</p> <p>《 事務局説明 》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより議案第 59 号の「委員に関する案件」、所有権移転の進行番号 7 番及び利用権設定の進行番号 25 番・26 番・29 番について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>《 質疑なしの声あり。 》</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで、質疑を終わります。</p> <p>これから議案第 59 号の「委員に関する案件」、所有権移転の進行番号 7 番及び利用権設定の進行番号 25 番・26 番・29 番を採決します。</p> <p>本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《 異議なしの声あり。 》</p> <p>異議なしと認めます。よって、議案第 59 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の所有権移転の進行番号 7 番及び利用権設定の進行番号 25 番・26 番・29 番は原案のとおり決定しました。</p> <p>2 番 鈴木 巖 委員 の入場を許可します。</p> <p>《 着席を確認 》</p>
議長	<p>次に議案第 59 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する以外の案件」について審議に入ります。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>《 事務局説明 》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより一括して質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>《 質疑なしの声あり。 》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで、質疑を終わります。</p> <p>これから議案第 59 号の「委員に関する以外の案件」について採決します。</p> <p>本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>

<p>議 長</p>	<p>《 異議なしの声あり。》</p> <p>異議なしと認めます。よって、議案第 59 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の委員に関する以外の案件については原案のとおり決定しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第 13 議案第 60 号「買受適格証明願について」を議題とします。事務局から説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>《 事務局説明 》</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>ここで、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。 3 番 田島 幹雄 委員。</p>
<p>3 番委員</p>	<p>買受適格証明願の進行番号 1 番については、別紙議案説明資料 39 ページから 45 ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請人は、仙台市在住で、申請地までは車で片道 1 時間 50 分程度であり、山元町に所有する農地に、一般的な栽培方法による野菜等を作付しています。現在の所有農地は 50 アールに満たないものの、購入した場合には下限面積を満たすため、遠方ではあるものの、家族と協力し耕作するとの申し出から、証明することは妥当であるとの意見で一致しました。</p> <p>以上のとおり報告します。 平成 29 年 11 月 27 日</p> <p style="text-align: right;">現地調査委員 22 番 鈴木 泰子 委員 1 番 尾 張 勝 委員 3 番 田 島 幹 雄 委員</p> <p>地域との調和要件については、担当委員に対し事前に資料を送付し、確認していただくことにはしておりましたが、支障等について発言をお願いします。</p> <p>進行番号 2 番について、2 番 鈴木 巖 委員。</p>
<p>2 番委員</p>	<p>申請者が農地として利用されるのであれば支障はないと思われます。</p>
<p>議 長</p>	<p>地域との調和要件について、支障等はないようですので、これより議案第 60 号について一括して質疑を行ないます。 質疑はありませんか。</p>

12 番委員	<p>12 番 秋山 耕 委員</p> <p>農地法3条については、自ら耕作の用に供するため取得するものですが、1、2番とも農地として利用されるのか疑問を感じます。 ここで証明を行わないことはできるのでしょうか。</p>
事務局	<p>証明願の受付時には、当然、耕作するものとして意思確認をしております。 その中で、申請者の役職などを理由に、自ら耕作が可能かどうかの判断は困難かと思われまます。確実に耕作できない状況が見られる場合のみ、証明を行わないことができるものと解されます。 書面上でも問題が無いようですので、受付の上、議案上程しているところです。</p>
12 番委員	<p>裁判所が公売を行うもので、それでよいということであれば、そうするしかないと思いますが、仮に耕作を行うにしても、2番の方については現在所有している農地をすべて委託している状況にあります。 本証明については、致し方ないということであれば、証明せざるを得ないと思いますが、裁判所での決定となるので、報告のみにとどめておいてもよろしいのではないのでしょうか。 3条許可という観点から見れば、いくぶん疑問を感じるところです。</p>
事務局	<p>買受適格証明願については、あくまで証明の願出です。ただ、その後に落札した場合は、3条許可申請書を提出いただき、3条許可書を交付するものですので、3条許可案件と同等の審査を行うこととなります。</p>
議 長	<p>ほかに質疑はありませんか。 20 番 三塚 芳毅 委員。</p>
20 番委員	<p>競売に関しては、私のところにも来月の審査となる案件の照会が着ております。 今回の案件について、入札の日程等についてお知らせ願います。</p>
議 長	<p>暫時休憩します。 《 休 憩 》</p>
議 長	<p>再開します。</p>
事務局	<p>今回は期間入札として公告がありました。 旧札期間が、平成29年11月29日午前9時から12月5日の午後5時までで、郵送での入札受付となっております。 売却の決定期日は12月13日、売却実施期間が12月8日から12月12日とな</p>

	ります。
20 番委員	競売については、私にも 1 月の公売実施について農業委員会及び登米市長より いただいております。 今回については、地元の農業委員へ案内を出していないのか。
事務局	今回の案件について、中田町の上沼地区の農業委員に案内を出しており、あわ せて、調和要件の確認もお願いしております。 また、先月分でも受付があり、公示の通知を受けて、お知らせしております。
20 番委員	地元の農業委員にも動いていただいたものと思いますが、このような案件につ いては注意しなくてはならないものと感じます。
議 長	次に 13 番 松野 秀郎 委員。
13 番委員	両名とも、耕作地が 50 アール未満ということだが、落札すれば 50 アールを超 えるということか。
事務局	1 番の方については 38.8 アールの自作地があり、2 番の方については 27.7 アールの貸付地のみということで、落札し農地を含め 50 アールを超えれば許可 書を出すこととなります。
13 番委員	私も、買受適格証明をいただいたことはありますが、これは裁判所の権限では なく、農業委員会としての判断を求められるもので、私どもが適切な判断を行う 必要があると思います。 農業者としてどうかと思われるところはあり、これを認めることはどうかと思 います。
事務局	当委員会で 3 条許可を行った案件については、最低でも 1 年 1 作を行うようお 知らせしております。購入後、すぐに農地転用などを行うことはできないと説明 しております。
議 長	暫時休憩します。 《 休 憩 》
議 長	再開します。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。

議 長	<p>これから議案第 60 号を採決します。 本案は願出のとおり証明することに、ご異議ありませんか。</p> <p>《 異議なしの声あり。》</p> <p>異議なしと認めます。よって、議案第 60 号「買受適格証明願について」は、 願出のとおり証明することに決定しました。</p> <p>これで、本日の日程は、すべて終了しました。 会議を閉じます。平成 29 年度第 8 回登米市農業委員会総会を閉会します。</p>
-----	---

上記のとおり、相違ないことを証明する。

平成 29 年 11 月 25 日

議 長(会長) 高橋 清範

議事録署名人 9 番 二階堂 紀一

議事録署名人 10 番 佐藤 久順